

事務連絡  
平成 27 年 2 月 4 日

一般社団法人日本医療機器産業連合会 御中

厚生労働省医政局経済課

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の周知について（依頼）

日頃よりフロン類対策についてご協力いただき感謝申し上げます。

今般、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」については、平成 25 年 6 月に改正法である「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：「フロン排出抑制法」）が公布され、施行日を平成 27 年 4 月 1 日とする政令が平成 27 年 1 月 30 日に公布されました。

本改正によって、規制対象が広がり、業務用冷凍空調機器の管理者（所有者、使用者等）について、管理者の判断の基準の遵守（機器の点検等）、フロン類の算定漏れ量の報告（一定量以上の漏れいがある場合）等の義務が新たに適用されることになり、施行に先立ち、環境省及び経済産業省から広く周知の依頼があったところです。

つきましては、貴会関係団体及び貴会会員会社等へ本改正をご周知いただき、本改正の趣旨をご理解いただきまして、ご協力いただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

< 施行に向けたスケジュール >

平成 25 年 6 月	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（フロン排出抑制法）の公布
平成 26 年 12 月 10 日	主な関係省令・告示の公布
平成 27 年 1 月 30 日	施行日政令の公布
平成 27 年 2 月	施行令の公布（予定）
平成 27 年 4 月 1 日	フロン排出抑制法の全面施行

< 添付資料 >

別紙 1 フロン排出抑制法の概要  
別紙 2 第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置について

< 環境省関係 HP >

[http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html)

< 問い合わせ先 >

厚生労働省医政局経済課 大胡田純一  
電話：03-3595-2421（直通）  
メールアドレス：oogoda-junichi@mhlw.go.jp